

## 新年のご挨拶

新発田労働基準協会 会長 中野 雅史

(凸版印刷(株)新潟工場長)



謹んで新春をお祝い申し上げます。  
新発田労働基準協会会員ならびにご家族の皆様におかれましては、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は「第13次労働災害防止計画」の初年度にあたり「1. 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進、2. 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進、3. 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進、4. 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進、5. 化学物質等による健康障害防止対策の推進、6. 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化、7. 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進、8. 国民全体の安全・健康意識の高揚等」の8項目を展開し目標達成に向けて各企業で活動を推進してきました。

しかしながら、12月末までの結果では、休業4日以上の労働災害(速報値)は324件で、前年同期と比べ32件も増加しており、特にサービス業、建設業が前年を大きく上回り、昨年初めの大雪の影響もあり転倒災害が多かったようです。

冬季の転倒災害は、駐車場から事務所・作業場までの路面で多発しています。滑りやすい場所では、マット、注意表示などの転倒防止を行いましょう。

また、死亡災害事故も昨年は3件と一昨年と同件数となっております。一番あってはならない事故です。

今年1年は死亡災害ゼロ、4日以上の休業災害件数を2017年度比で15%削減(第13次労働災害防止計画5年間で)となりますよう各企業でリスクアセスメントの推進等によりリスクの低減、危険箇所の撲滅に努めていきましょう。

次に今年は働き方改革元年の年です。昨法案が可決され、4月1日より順次施行されます。

「働き過ぎ」を防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を目的に施行されます。

「1. 時間外労働の上限規制、2. 割増賃金の猶予措置廃止、3. 年次有給休暇の5日の時期指定、4. フレックスタイム制の見直し、5. 高度プロフェッショナル制度の創設、6. 勤務時間インターバル制度の導入促進」と盛りだくさんな内容です。既に各企業で施行に向けて様々な対策を取られているとは思いますが、課題も多いかと思えます。新発田労働基準監督署並びに新潟県働き方改革推進支援センター等の支援を仰ぎながら対応いただければと考えております。

最後に当協会といたしましては、三大研修会や様々な講習会を企画開催しております。会員の皆様におかれましては、是非積極的な参加と新規会員加入を促進頂ければ幸いです。

本年も新発田労働基準監督署のご指導を仰ぎながら、今年の干支である亥年、猪突猛進『安全第一』を基本として会員の皆様並びにご家族の皆様が、明るく元気な1年になりますことを祈念して新年のご挨拶とさせていただきます。

## 新発田労働基準監督署 署長 佐藤 久夫

新発田労働基準協会会員様の皆様方におかれましては、つつがなく新しい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は当署業務の推進にあたり、ご理解とご協力をいただき、あらためて深く感謝申し上げます。

年末寒波の襲来が懸念されましたが、降雪はさほどではなく、スキー場などの稼働に影響はあるものの、まずまずの年明けではなかったかと思っております。

さて、今年の当行政の重点課題は、第一に「働き方改革」があげられます。

長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくする等によってワーク・ライフ・バランスの実現をめざすものですが、いよいよ本年4月1日から改正された法令が順次施行されていきます。

年次有給休暇について年間10日以上付与される場合に労使協議の上で5日の指定を行う、労働時間の上限規制として延長時間の限度が法定化されること及び特別条項によっても休日労働時間との合計での上限規制(中小企業や一定の業種・業務に猶予措置があります)などは本年4月1日が施行日となっています。

会員企業の皆様におかれましては、早めのご準備をあらためてお願いいたします。

続いては労働災害の防止についてです。平成30年における当署管内の休業4日以上の労働災害は324件(12月末速報値)うち死亡災害3件で対前年比32件(11.0%)の増加となっています。製造業、農林業を除いてあらゆる業種において増加が認められており、建設業、小売業及び社会福祉施設などにおいて増加傾向が顕著となりました。

高所からの墜落のおそれがないよう作業場所や通路などの点検を行うとともに、転倒災害につながりやすい作業場所・通路などの床面の整備やあわてない作業方法の確保などあらためて安全第一の姿勢で臨まれるようお願いいたします。

リスクを過小評価せず、決められた安全ルールを守るなど従業員皆様方へのご指導を併せてお願いいたします。

お願いばかりになりましたが、皆様の企業でお困りのことがありましたらいつでもご相談いただけたらと思います。

働き方改革や労働災害防止は非常に重要な課題であり、また、一朝一夕にはめざましい効果が得られるというものでもありません。ぜひとも継続的な取組をお願いします。

最後になりましたが、本年も従来同様に新発田労働基準協会の益々のご発展と会員企業皆様のご繁栄、皆様方のご健勝を祈念して新年の御挨拶といたします。



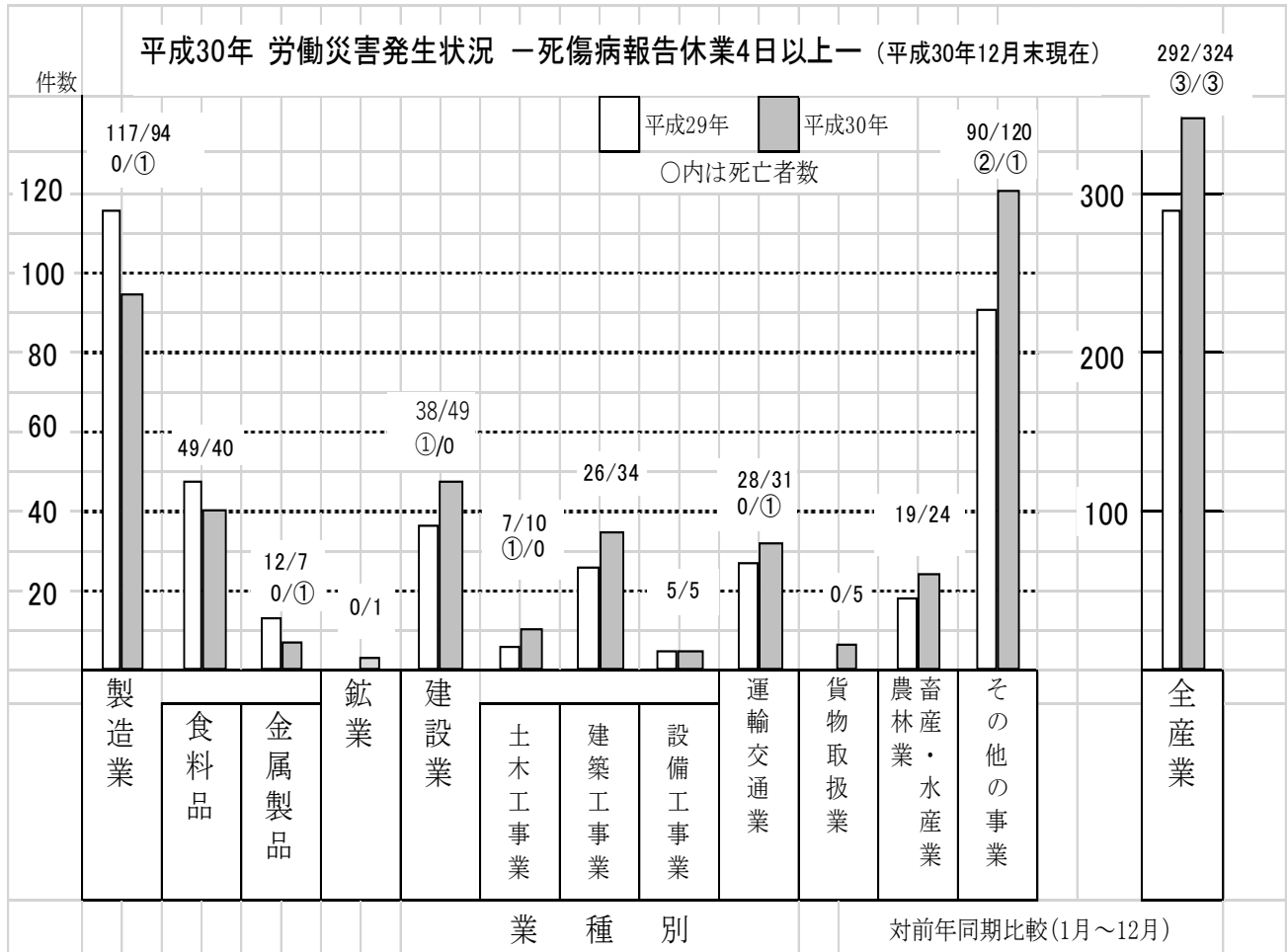
# 平成30年新発田労働基準監督署管内における労働災害発生状況

◀ 冬季無災害運動を推進しています！ ▶

新発田労働基準監督署

平成30年12月末日時点での休業4日以上労働災害(速報値)は324件で、前年同期と比べ32件(11.0%)の大幅な増加となっております。引き続き、労働災害防止対策の徹底をお願いします。

なお、現在、新潟県内において、「冬季無災害運動(平成30年12月1日～平成31年2月28日)」を推進しております。会員事業場の皆様におかれましては、事業者と労働者が一体となって冬季特有の「路面・作業床の凍結・積雪による転倒災害」、「車・バイクのスリップによる交通事故」、「屋根除雪作業中の墜落災害」、「除雪車・除雪機によるはさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策の徹底をお願いいたします。



## 新潟県最低賃金は 時間額**803**円 (平成30年10月1日より)

※特定(産業別)最低賃金には年齢(18歳未満又は65歳以上の者)等の適用除外があります。最低賃金のお問い合わせは最寄りの労働基準監督署又は新潟労働局賃金室(Tel: 025-288-3504)まで。

特定(産業別)最低賃金	最低賃金額	効力発生年月日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業(電球製造業及び電気計測器製造業を除く)	時間額 <b>890</b> 円	H30 12/22
各種商品小売業 (衣食住にわたる商品を小売する百貨店、総合スーパー等)	時間額 <b>824</b> 円	H30 12/31
自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	時間額 <b>898</b> 円	H30 12/20

### 新発田労働基準協会

〒959-2642 胎内市新和町2-5 (胎内市産業文化会館内)

TEL 0254-43-2330 FAX 0254-44-8561 HP <http://shibatarouki.web.fc2.com/>